

令和7年度

まんのう町合併浄化槽補助金のご案内

まんのう町では、し尿と生活雑排水を併せて処理する家庭用合併浄化槽を設置する場合に、補助金制度がありますのでご利用ください。ただし、合併浄化槽からの据替は補助対象外となります。

●申請に必要な書類は、町ホームページからダウンロードしてください。

●様式や手続については、年度の途中で改正される場合があります。最新の情報については、町ホームページでご確認ください。

◇ 対象となる方（次の全てに該当する必要があります。）

- ① 町内の専用住宅（小規模店舗などを併設した住宅を含む。）に合併浄化槽を設置する個人で、町内在住者若しくは町内在住予定者の方。ただし、販売及び賃借を目的とする専用住宅を設置する者は除く。
- ② 町税の滞納がない方（町税完納証明書は、交付申請書に添付して提出してください。まんのう町外から転入してくる場合は、町税完納証明書を提出する必要はありません。）
- ③ 暴力団員等でないこと（まんのう町補助金等交付規則第4条の2各号のいずれにも該当しないこと）

◇ 対象区域

下水道及び農業集落排水の事業認可区域外

◇ 補助金額

住宅の延べ面積	槽の大きさ	補助限度額
延べ面積 $\leq$ 140（平方メートル）	5人槽	450,000円
140（平方メートル） $<$ 延べ面積	7人槽	650,000円
2世帯住宅	10人槽	850,000円

※香川県では、地域の実情（平均延べ面積や世帯人員）を考慮し、住宅の延べ面積が140平方メートル以下であれば5人槽としています。

◇ 事業の完了期限

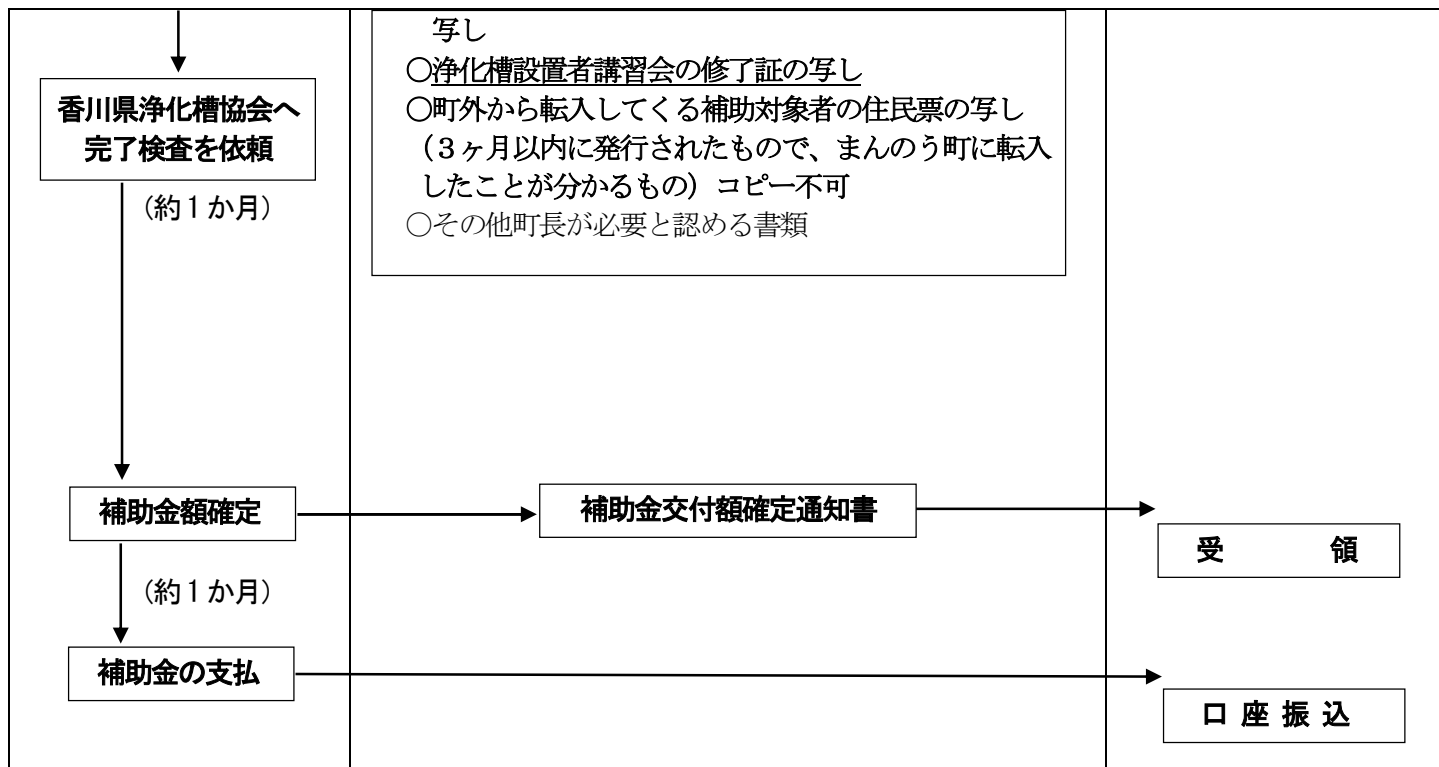
- ① 補助対象者は、令和8年1月31日までに補助事業を完了しなければなりません。
- ② 補助対象者は、上記期限までに補助事業を完了することができないときは、あらかじめ町長に届け出て、その承認を受けなければなりません。

◇ 実績報告書の提出期限（設置後、速やかに提出してください。）

補助対象者は、補助事業の完了後1ヶ月以内又は当該年度の2月27日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出してください。

◇ 手続きの流れ





◇ 提出・問い合わせ先

〒766-8503 まんのう町吉野下430番地
 まんのう町役場 住民生活課
 電話: 0877-73-0123(直通)